旭日小綬章を授ける
水川　武司
内田喜久夫
旭日単光章を授ける（以上九月二日）
芝野　博文
旭日重光章を授ける（九月四日）
酒井　榮　藤田　郁弥
瑞宝小綬章を授ける（各通）
濱野　榮　牧　光
馬郡　順一　渡邉　豊
瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤　猛　世良　治文　中島　正武
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
今井　光　雜賀　莊一　土屋　勉
鶴身　進　西　公一郎　花井　偉夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
菅野　正雄　小山　正毅
中野貞二郎　松永　博之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）
池田　満馬　蔭山　正春
（徳島県技術吏員）
助永　徳之　馬場　昶逵　佐野　雄二　松谷　益雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
相川　秀夫　内田　勲
片倉　弘　河西　久雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二日）
大木　茂治　岡本　昌夫　門倉　昭三
進藤　正彦　堤　康史　名執　肇
野村　忠三　秀永　義信　堀　外志男
宮下　武行　山田良一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
夏目　武　外屋敷三郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三日）
赤池　功　池井　秀康　恩馬　知秋
梶原　寛　中島　利男　長谷川信二
藤井　利章　藤村　弘　渡邉　秀晃
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月四日）
齋藤　良治
瑞宝小綬章を授ける
岩坪　壽一　桂　信
東江　慶市　鈴居　芳春　名小路淳郎
國永　昌司
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月五日）
石黒　琢夫　加藤　一幸　横山　武夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月六日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年九月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

黒田　耕作　宮嶌平四郎　眞鍋　邦夫
宮嶌　寛治　宮島　広夫　伊藤　周平
山田　博文　佐藤　善勇　髙橋　好子
藤倉　光夫　合田　敏廣　堀　泰明
富樫　愛　山中　昭次　鈴木　一作
横山　浩之　木下㐧美　金田　タツ
久保　清美　丹羽　修二　今西　綾子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年九月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

石原　陽子　佐野　力　石浦　邦夫
野上　祇麿　中村　收　金谷　寛
安西　實　極樂地太一

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年九月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

大塚　實　石内　義夫　冨永　重芳
古賀常次郎　岡崎　輝滿　石毛　正一
辻花　栄蔵　山崎　舜平　平　正
山﨑忠四郎　長岡今朝吉　向後　幸夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

三上　忠孝

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年九月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

大村　智　久保　恒彦
立川　義明　松野　テル

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年九月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

共和観光株式会社
株式会社広島東洋カープ
苫小牧信用金庫
株式会社産九
吉澤石灰工業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十一年九月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故髙岡廣吉遺族　髙岡冨久子

褒章条例第六条により褒状を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十一年九月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故岩城忠男遺族　岩城美代子
故川原要次郎遺族　川原サカヱ

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十月三日午前九時三十分御出門、「森口華弘・邦彦展　―父子　友禅人間国宝―」を御覧のため、日本橋三越本店（中央区）へ行啓、同十時十分還啓になった。

御見舞電報

天皇陛下は、フィリピン国で発生した台風による災害につき、十月二日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

天皇陛下は、サモア国で発生した地震及び津波による災害につき、十月二日同国国家元首トゥイアトゥア・トゥプア・タマセセ・エフィ殿下へ御見舞電報を発せられた。

天皇陛下は、米領サモア諸島で発生した地震及び津波による災害につき、十月二日アメリカ合衆国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

天皇陛下は、インドネシア国で発生した地震による災害につき、十月二日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人任免

和歌山地方法務局所属公証人松村隆志は願により公証人を免ぜられた。（九月三十日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年10月７日

大阪労働局長　石井　淳子

第４号中「１時間802円」を「１時間806円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十一年九月十八日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十一年十月七日

国土交通大臣　前原　誠司

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
独立行政法人都市再生機構	千葉北部地区新住宅市街地開発事業の確定測量図 千葉北部地区新住宅市街地開発事業の調査簿